

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年1月14日(2021.1.14)

【公開番号】特開2019-58834(P2019-58834A)

【公開日】平成31年4月18日(2019.4.18)

【年通号数】公開・登録公報2019-015

【出願番号】特願2019-13488(P2019-13488)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月27日(2020.11.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

演出受付が許容される受付演出を発生させる受付演出実行手段とを備え、

前記受付演出として、少なくとも第1の受付演出及び第2の受付演出が用意されており、

前記第1の受付演出は、

特定BGMが非抑制態様で可聴出力されているなかで発生可能とされるものであり、該発生に際しては、演出受付が許容される状態になったこと、または演出受付が許容される状態になることを示唆する受付許容音が非抑制態様で可聴出力され、該可聴出力される該受付許容音の態様としてM個用意されており、

前記第2の受付演出は、

非抑制態様で可聴出力されている前記特定BGMが抑制態様で可聴出力される状態または可聴出力されない状態になってから発生可能とされるものであり、該発生に際しては、演出受付が許容される状態になったこと、または演出受付が許容される状態になることを示唆する受付許容音が非抑制態様で可聴出力され、該可聴出力される該受付許容音の態様としては前記M個よりも多いN個用意されており、

前記受付許容音は、

前記第2の受付演出の発生に際しては、前記N個の態様のうちのいずれかによって非抑制態様で可聴出力されるものであり、それら態様のいずれで出力されたかによって前記判定手段による判定にて前記所定の結果が得られている割合が異なるようになっており、

さらに、

前記第2の受付演出で操作が検出されたとき、これを契機として前記特定BGMの非抑制態様で可聴出力が再開されることはないことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 0 8

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

手段 1 :

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

演出受付が許容される受付演出を発生させる受付演出実行手段とを備え、

前記受付演出として、少なくとも第 1 の受付演出及び第 2 の受付演出が用意されており

、前記第 1 の受付演出は、

特定 BGM が非抑制態様で可聴出力されているなかで発生可能とされるものであり、該発生に際しては、演出受付が許容される状態になったこと、または演出受付が許容される状態になることを示唆する受付許容音が非抑制態様で可聴出力され、該可聴出力される該受付許容音の態様として M 個用意されており、

前記第 2 の受付演出は、

非抑制態様で可聴出力されている前記特定 BGM が抑制態様で可聴出力される状態または可聴出力されない状態になってから発生可能とされるものであり、該発生に際しては、演出受付が許容される状態になったこと、または演出受付が許容される状態になることを示唆する受付許容音が非抑制態様で可聴出力され、該可聴出力される該受付許容音の態様としては前記 M 個よりも多い N 個用意されており、

前記受付許容音は、

前記第 2 の受付演出の発生に際しては、前記 N 個の態様のうちのいずれかによって非抑制態様で可聴出力されるものであり、それら態様のいずれで出力されたかによって前記判定手段による判定にて前記所定の結果が得られている割合が異なるようになっており、

さらに、

前記第 2 の受付演出で操作が検出されたとき、これを契機として前記特定 BGM の非抑制態様で可聴出力が再開されることはない

ことを特徴とする遊技機。